

# 神奈川県 秦野市 Hadano City

## ●市長メッセージ



秦野市は、まちづくりの大きなターニングポイントを迎えています。令和10年度以降に予定される新東名高速道路の全線開通に合わせ、新たな産業用地の創出と都市計画道路の整備を一体で進め、企業誘致に取り組んでいます。また、秦野駅北口周辺では出会いや学びを育む多世代交流施設の整備とともに、商業・業務系施設の誘致を進めています。ご相談はワンストップでサポート、さらに立地後の支援も充実しています。企業の皆様の進出を心よりお待ちしております。

## ●位置・交通アクセス

秦野市は、神奈川県西部に位置し、平塚市や厚木市などに隣接する人口約16万人、面積103.76km<sup>2</sup>のまち。都心からのアクセスは車、鉄道ともに良好で、市内には東名高速道路や新東名高速道路のインターチェンジが3カ所、鉄道駅は小田急小田原線沿線に4駅あり、首都圏のベッドタウンとして発展しています。



## ●秦野市の基礎データ (令和8年4月における直近調査に基づく数値)

面積：103.76km<sup>2</sup>      人口：159,149人      事業所数：4,343事業所  
世帯：74,384世帯      従業員数：51,372人



温暖な気候で、四季を通じ豊かな自然が楽しめる



市内最大のイベント  
秦野たばこ祭

## ●教育機関

秦野市内には、東海大学の湘南キャンパス、県立西部総合職業技術校、県立高校3校を有し、多くの若者が学んでいます。



東海大学 湘南キャンパス



県立西部総合職業技術校

## ●快適な暮らしと豊かな自然が共存するまち

秦野市は、温暖な気候に恵まれ、風水害が比較的少ない安全で暮らしよいまち。都市の利便性と丹沢に抱かれた豊かな自然が調和し、四季を通じて多彩なアクティビティを身近に楽しむことができます。



山岳・里山  
アクティビティが楽しめる



# 企業の新規立地・施設再整備を全力サポートします

## ●産業団地

令和3年の経済センサスで、製造品出荷額は5,743億円。電気機械器具、金属製品、輸送用機械器具製造業を中心に高い技術力を有する企業が集積しています。

曾屋原工業団地ほか	114.5ha	110社
堀山下・平沢工業団地ほか	97.2ha	25社
東名秦野テクノパーク	6.0ha	12社
秦野丹沢テクノパーク	12.5ha	5区画(分譲中)
秦野中井インターチェンジ南地区	3.4ha	2区画(分譲中)

## ●新たな産業用地

秦野丹沢スマートICに近接する「秦野丹沢テクノパーク」は、令和10年の完了を目指し造成工事が進んでいます。並行してスマートICや既存の工業団地を結ぶ都市計画道路菩提横野線の整備を進めています。



## ●子育てしやすいまち

秦野市は、子育てしやすいまち。出産後の母子をサポートする「産後ケア事業」、子育て世帯の不安に寄り添う「子育て支援センターばけっと21」、食育と子育て支援の「小・中学校の完全給食」の実施など、切れ目のない支援体制を整えています。さらに、若者世帯・子育て世帯の定住を後押しする「ミライエ秦野」や「はだのOMOTAN ライフ応援事業」や、少人数学級の特性を生かした「小規模特認校」など、秦野ならではの取組も充実しています。



産後ケア事業



子育て支援センターばけっと21



小・中学校の完全給食

# すすんでいます 秦野のまちづくり



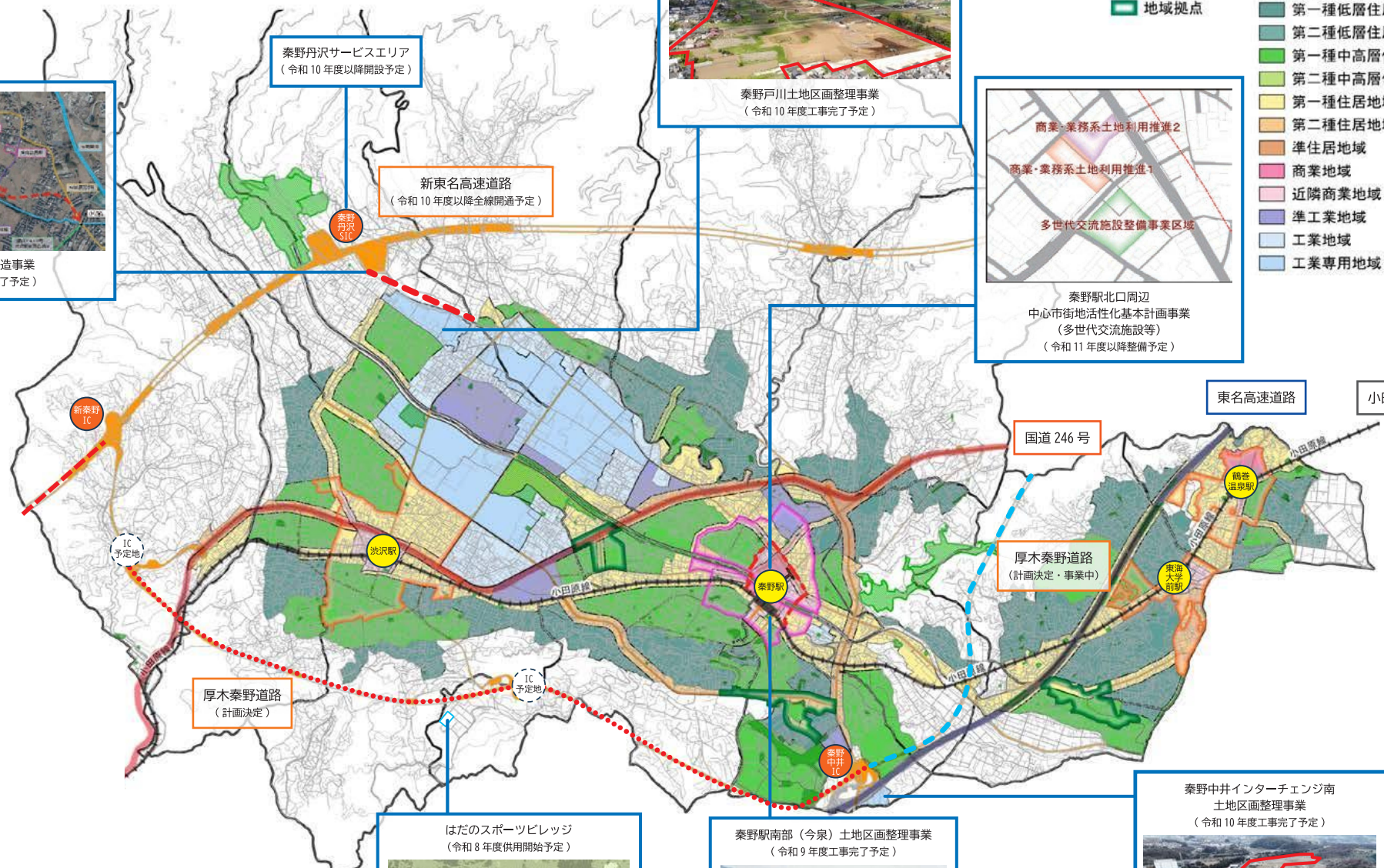
秦野丹沢サービスエリア  
(令和10年度以降開設予定)



新東名高速道路  
(令和10年度以降全線開通予定)



- 都市機能誘導区域
- 中心都市拠点
- 都市拠点
- 地域拠点
- 都市計画道路
- 都市計画公園・緑地
- 用途地域
  - 第一種低層住居専用地域
  - 第二種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 商業地域
  - 近隣商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域



厚木秦野道路  
(計画決定)

厚木秦野道路  
(計画決定・事業中)

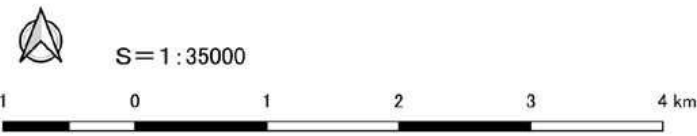
はだのスポーツビレッジ  
(令和8年度供用開始予定)



秦野駅南部(今泉)土地区画整理事業  
(令和9年度工事完了予定)

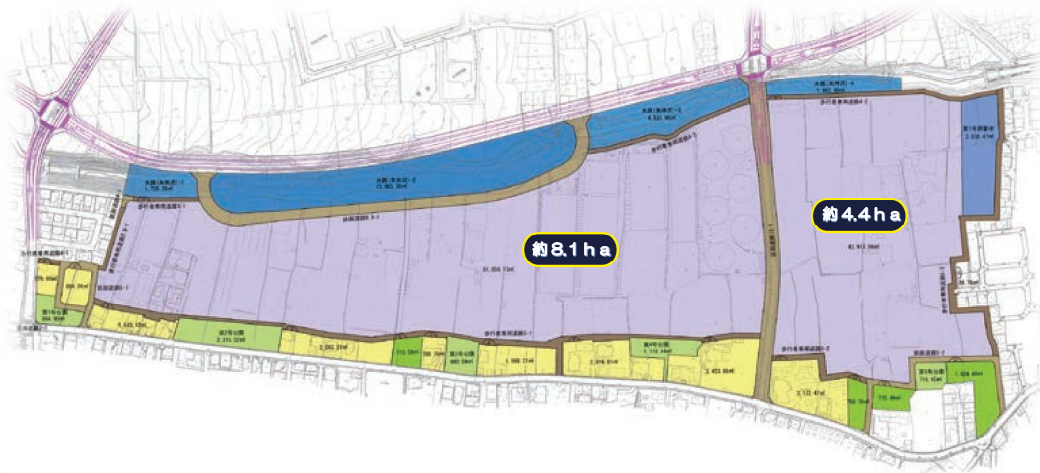


秦野中井インターチェンジ南  
土地区画整理事業  
(令和10年度工事完了予定)

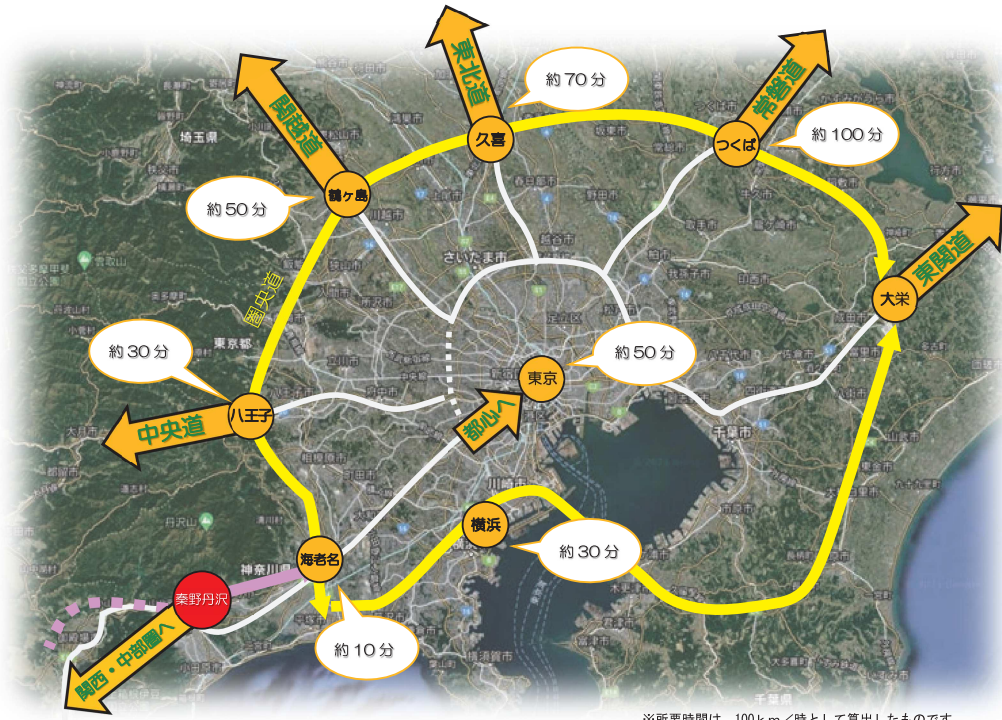


# 秦野丹沢テクノパークの概要

## ■土地利用計画図



## ■広域交通ネットワーク



※所要時間は、100 km/時として算出したものです。

## ■土地区画整理事業のスケジュール

土地区画整理組合の設立	令和 6 年 3 月
本工事の着工	令和 6 年 12 月～
地区計画決定	令和 7 年 11 月
仮換地指定	令和 8 年 3 月
本工事の完了	令和 10 年 10 月頃
換 地 処 分	令和 11 年 3 月頃
事 業 完 了	令和 12 年 3 月末



豊富な水資源を  
活用できます

地下水 3,000 m<sup>3</sup>/日

※秦野丹沢テクノパーク全域の  
上限使用量

## ■用地の概要

所在地	秦野市戸川	
全体面積	約 19.5 ha	
分譲面積	約 12.5 ha (西街区 約 8.1 ha、東街区 約 4.4 ha)	
交通	鉄 道	小田急小田原線 渋沢駅 約 2.3 km
	道 路	新東名高速道路秦野丹沢スマート I C 隣接
用途地域	工業地域 (地区計画あり)	
建築物の用途制限	①工場、②倉庫、③自動車庫、④事務所、⑤店舗・飲食店 (地区内の工場に関する施設で床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以内の建築物に限る。)、⑥公益上必要な建築物	
建築物の敷地面積の最低限度	20,000 m <sup>2</sup> (ただし、建築物の用途制限の⑤・⑥を除く)	
建ぺい率・容積率	建ぺい率 60%	容積率 200%
用 水	地下水 3,000 m <sup>3</sup> /日 (地下水の取水は、秦野市地下水保全条例に基づく許可が必要) 上水道 450 m <sup>3</sup> /日	
排 水	公共下水道 (分流式)	
電 気	高圧、特別高圧電力 (要相談)	



# さまざまな税制優遇や奨励金が受けられます

工業  
誘致

## ■要件

対象業種	投下資本額		その他の要件
	新規立地	施設再整備（市内企業のみ）	
製造業、 情報通信業	3億円以上 ※土地を貸借する場合、 1.5億円以上	3億円以上 ※中小企業の場合、 1.5億円以上	令和13年度末までに 操業を開始すること 東名秦野テクノパークは研究開発型

## ■対象地域

新規立地	施設再整備（市内企業のみ）
工業専用地域  東名秦野テクノパーク 秦野丹沢テクノパーク 秦野中井インターチェンジ南地区	工業専用地域 工業地域 東名秦野テクノパーク 秦野丹沢テクノパーク 秦野中井インターチェンジ南地区

## ■奨励措置

### 1 固定資産税等の課税免除

**固定資産税及び都市計画税を4年度分、課税免除**します。

- ・操業を開始した年度の翌年度以降の4年度分



### 2 雇用促進奨励金

市民の新規雇用又は従業員の転入に当たり、1人につき30万円を交付します。

- ・1企業当たりの限度額 **600万円**
- ・操業を開始する日の前後6か月以内に雇用し、かつ1年以上継続して雇用
- ・新規雇用又は転入の人数：10名以上（中小企業者は5名以上）、本社機能を備える場合は1名以上

### 3 企業立地等奨励金

新規立地及び施設再整備に対し、投下資本額の10%を交付します。

- ・1企業当たりの限度額 **5,000万円**

### 4 市内企業活用奨励金

建設工事や生産設備の導入に市内企業を活用した場合、発注額の5%を交付します。

- ・1企業当たりの限度額 **300万円**

### 5 見学・体験施設設置奨励金

見学・体験機能等を持った施設を設置した場合、取得費用の5%を交付します。

- ・1企業当たりの限度額 **300万円**

### 6 人材育成支援

研修費用を **10万円**補助します。

- ・専門知識や技術の習得のための、研修や資格取得の講習経費の1/2を補助
- ・対象者：市内の中小企業者（操業して1年以内の中小企業者も対象）

商業  
誘致

## ■要件・対象地域

対象業種	投下資本額	その他の要件
製造業（商品企画及び研究開発に限る）、情報通信業、運輸業・郵便業（倉庫業を除く）、卸売業、小売業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業（国際観光ホテル整備法第6条第1項第1号イからハまでに掲げる基準を満たすホテルに限る）、教育・学習支援業、医療（一般病院又は分娩を扱う有床診療所に限る）、各分類の産業に係るその他の管理、補助的経済活動を行う事業所	<b>3億円以上</b> ※土地を貸借する場合、 <b>1.5億円以上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設用途が駅周辺のにぎわいづくり及び持続的な都市の発展につながるものであること</li> <li>・事業地が都市計画に定める近隣商業地域、商業地等であること</li> <li>・事業用施設の敷地面積が1,000平方メートル以上であること</li> <li>・建築物の容積率が上限の5分の3以上で地階を除く階数が3階以上であること</li> <li>・令和14年12月31日までに事業を開始すること</li> </ul>

## ■奨励措置

### 1 固定資産税等の課税免除

または

### 企業立地等奨励金

- ・操業を開始した年度の翌年度以降の **4年度分、課税免除**
- ・固定資産税等が法律により非課税となる場合、投下資本額の5%を交付（限度額 **1億円**）

### 2 雇用促進奨励金

市民の新規雇用、かつ1年以上継続して雇用した場合、1人につき30万円を交付します。

- ・1企業当たりの限度額 **600万円**

## 金融支援

市が金融機関に対して資金を預託することで、金融機関からの**融資を低利で利用**できます。

- ・対象者：市内で1年以上操業している中小企業
- 信用保証料を補助**します。
- ・市又は県の融資制度による資金を利用した場合、支払った信用保証料を補助（上限5万円）
- ・対象者：市内で1年以上操業している中小企業者
- 支払利子を補給**します。
- ・市又は国県の融資制度による資金を利用した場合、前年中に支払った利子を補給
- ・補助率：1/3 ~ 全額（\*） ・補助期間：融資期間の1/2 ~ 全期間（\*） \*業種等の要件あり
- ・対象者：市内で1年以上操業している中小企業者

## 県支援制度 セレクト神奈川NEXT

**市と県の優遇制度は併用が可能**です。

- 1 企業立地促進補助金 土地、建物、設備への投資額に一定割合を乗じた金額を上限の範囲内で補助
- 2 企業立地促進融資 県が金融機関に補助することで金融機関からの融資を通常より低利で受けられます
- 3 不動産取得税の2分の1を軽減
- 4 企業誘致促進賃料補助金 賃料月額3分の1、補助期間6か月、上限600万円

# 企業の事業活動を支える融資制度

資金名		融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (返済方法)	
中小企業事業資金	脱炭素設備等導入促進資金	脱炭素設備等導入の計画がある中小企業者及び特定非営利活動法人	省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の設置に要する資金	5000万円	10年以内 1年以内据置後 割賦返済	
	創業支援資金	事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該事業の開始後5年未満のもの等	設備資金、 運転資金	1000万円		
	事業所立地適正化資金	工場立地が不適当なため移転を希望する中小企業者及び特定非営利活動法人	工場用地の購入資金及びその用地内の建物・施設の設置資金	3000万円		
	商店街環境整備特別資金	商店街の環境整備及び商業施設の高度化を行う法人格を有する協同組合等	商店街高度化事業及び商店街再開発事業に要する資金	5000万円	7年以内 1年以内据置後 割賦返済	
	設備導入促進資金	ハイテク機器設備資金	ハイテク機器設備導入の計画がある中小企業者及び特定非営利活動法人	設備の高度化・効率化のためのハイテク機器設備資金		5000万円
		ものづくり資金	新製品の開発、自社製品の改良等をするため、生産設備導入等を行う計画のある中小企業者及び特定非営利活動法人	新製品の開発、製品の改良等のための機器設備資金及びそれに伴う研究開発費		3000万円
	環境対応機器設備資金	RoHS指令に対応するための生産設備導入等を行う計画のある中小企業者及び特定非営利活動法人	設備資金	3000万円		7年以内 (割賦返済)
	労働環境整備資金	障害者を常用雇用者として、現に雇用又は雇用の計画のある中小企業者等	設備資金	企業等1500万円 組 合3000万円		5年以内 (割賦返済)
経済変動特別資金	最近3か月又は6か月の売上額等が直近3か年間のいずれかの年の同期に比べ減少し、経営上著しい困難が生じている中小企業者等	運転資金	企業等2000万円 組 合3000万円	6年以内 1年以内据置後 割賦返済		

※融資利率は、変動があります。また、制度の内容は、経済状況などによって年度途中でも変更する場合があります。

※融資は、金融機関の審査があります。指定の金融機関にお問い合わせください。

